

新旧对照表

箱根町宮ノ下浄化槽条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（使用料の徴収）

第6条 町長は、浄化槽の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、その使用月における浄化槽の使用について徴収する。

3 使用料は、毎使用月の末日までに納入しなければならない。

4 年度の中途において使用者が浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、その月の使用日が15日に満たないときは、当該月分の使用料は徴収しないものとし、その月の使用日が15日以上使用したときは、当該月分の使用料を徴収する。

旧（改正前）

（使用料の徴収）

第6条 町長は、浄化槽の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、その使用月における浄化槽の使用について納入通知書により徴収する。

3 使用料は、毎使用月の末日までに納入しなければならない。

4 年度の中途において使用者が浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、その月の使用日が15日に満たないときは、当該月分の使用料は徴収しないものとし、その月の使用日が15日以上使用したときは、当該月分の使用料を徴収する。